

足寄町

×

株式会社
ジチタイアド

官民連携の
空き家相談窓口

空き家・空き地でお悩みの方へ

専門アドバイザーが 解決まで伴走します！

どんな
お悩みも

何をしたらいいか
わからない



相続した空き家を
手放したい



遠方に住んでいるので
維持管理に悩んでいる



多彩な
手段で
解決へ



売却



解体



相続
登記



剪定



家財
処分



0円
譲渡

私たちに相談ください！



空き家アドバイザー
宅地建物取引士
齊藤

最適な業者選定や各種お見積の手配、お譲り先を探すところまでサポートいたします。

空き家・空き地の総合相談窓口

 **アキソル**

無料
相談



0120-772-135

株式会社ジチタイアド 空き家相談窓口アキソル

受付時間：平日9時～18時 所在地：福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7F

Web相談
はこちら



土地や建物の名義が亡くなった人の名義のままになっていませんか？

相続登記 手続きには期限 があります

詳しくはこちら→



Point ①

相続したことを 知った日から
3年以内に登記！



Point ②

義務化前の相続も対象！

※令和6年4月1日より前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

相続登記の申請は専門家である
司法書士に依頼することができます！

釧路司法書士会相続登記相談センター
無料相談受付フリーダイヤル



0120-13-7832

いさんのなやみに

釧路地方法務局

本局	0154-31-5021
帯広支局	0155-24-5837
北見支局	0157-23-6160
根室支局	0153-23-4874
中標津出張所	0153-73-1212

法務局からのお知らせです。



ご案内

足寄町が危険な空き家等の解体を支援します!

老朽化した危険な空き家等の、除却を行う費用の一部を助成します。

上限50万円

補助対象者	現に居住する市区町村(特別区を含む。)の町税等を滞納していない者で次のいずれにも該当する者	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金の対象となる老朽危険空き家等の所有者等であること。 ②当該年度において、本補助の申請をしていないこと。 ③その他、足寄町住環境・店舗等整備補助金(老朽危険空家等除却)交付要綱に定める者。
補助金額	上限50万円	補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)以内とし、50万円を限度とする。
補助対象物件	足寄町内に存する老朽危険空き家等で次のいずれにも該当する物件	<ul style="list-style-type: none"> ①空き家等のうち、町職員が実施する外観目視による事前調査で老朽危険空き家等に認められた物件。 ②空き家等になってから1年以上使用されていないこと。 ③所有権以外の権利が設定されていないこと。 ④補助対象物件を補助の対象とするために破損させていないこと。 ⑤その他、足寄町住環境・店舗等整備補助金(老朽危険空家等除却)交付要綱に定める物件。

補助対象者・補助対象物件・補助金の額

各条件の詳細はHPをご確認ください。

[こちらからアクセス](#)



上記の補助金は、予算額に達した場合、受付を早期に終了することがあります。

補助金のお問い合わせ先

足寄町役場 まちづくり推進課
地域振興室 地方創生担当

☎0156-28-3851



ご案内

空き家・空き地のマッチングシステム

あなたの使っていない空き家、空き家バンクに登録しませんか?

北海道とかち東北部(本別町・足寄町・陸別町)移住サポートセンターでは、

空き家・土地の売却や賃貸を促進するため空き家バンク制度を設けています。

使う予定のない空き家があればぜひご登録ください。登録は無料です。

登録後は、移住サポートセンターが登録した物件について、賃貸または売買の仲介あるいは当事者となることはありません。物件の交渉・契約などは、直接、物件の所有者又は管理者と希望者の間で行っていただきます。



空き家バンクのイメージ



空き家所有者

空き家バンク
物件登録の申込

移住サポート
センター
空き家バンク

空き家バンク
利用登録の申込



利用希望者

内覧・交渉申込

契約の手続き

空き家バンクのお問い合わせ先

北海道とかち東北部(本別町・足寄町・陸別町)
移住サポートセンター

☎0156-33-0001